

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成27年5月26日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ジョイス

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 銀河モール花巻 花巻市高木第15地割18番地1ほか

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成27年5月15日

オ 変更の理由 利用者の利便性の向上のため

(2) 届出年月日 平成27年5月13日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び花巻市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ジョイス

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ショッピングプラザアピア 北上市藤沢19地割35番地1ほか

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成27年5月15日

オ 変更の理由 利用者の利便性の向上のため

(2) 届出年月日 平成27年5月11日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所